

令和 2 年度

中東遠看護専門学校組合
定期監査結果報告書

中東遠看護専門学校組合
監査委員

1 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第4項)

2 監査の対象

中東遠看護専門学校組合における令和2年11月末日現在の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務事業の執行状況を対象とした。

3 監査の着眼点

組合の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、合規性・有効性の観点から最少の経費で最大の効果が挙げられているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを着眼点とした。

4 監査の主な実施内容

中東遠看護専門学校組合監査基準に準拠し、提出された監査資料及び関係帳票を確認するとともに、組合事務局長及び関係職員から予算及び事務事業の執行状況を聴取し、適正かつ効率的に執行されているかを監査した。

5 監査の実施場所及び実施日

(1) 実施場所 袋井市監査委員事務局

(2) 実施日 令和3年1月18日

6 監査の結果

監査の対象となった予算及び事務事業について、おおむね適正に執行されているものと認めた。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度改善又は検討を指導したので記述を省略した。

7 監査所見

(1) 看護専門学校は、看護師を養成する学校として医療機関等の臨地実習が不可欠であることから、学生自身や他者への感染リスクは高く、医療機関と同様の感染症対策が

必要である。

新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中、基本的な感染防止対策の徹底を継続するとともに、学生及び教職員一人ひとりがリスクを正しく認識し、自覚ある行動を行うよう引き続き努められたい。

- (2) 看護教員の年齢構成については、経験豊かな 50 代後半に偏りがあり、3 年後の令和 5 年 3 月末までに 6 人(30%)の定年退職が予定されている。

質の高い看護師を養成するためには、看護教員としての資質と適正を有した正規職員の充実が不可欠であるので、管内病院や同窓会、更には近隣の医療系大学に協力・支援を仰ぐ等、先を見据えた計画的な教員の人事管理を行い、確実な看護教員の確保に努められたい。